

## 令和2年度 第5回朝来市農業委員会総会議事録（公開用）

- 1 開催日時 令和2年12月17日（木）午後1時30分から午後2時45分
- 2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 12人  
2番 大森 げん委員      3番 前田 由記夫委員      4番 奥藤 康正委員  
6番 米田 隆至委員      7番 米田 利秋委員      8番 西村 繁 委員  
9番 佐野 伸夫委員      10番 大田垣 強委員      11番 楠 晃 委員  
12番 原田 昌二委員      13番 西 好朗職務代理者      14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人  
1番 松浦 修三委員      5番 高本 知宜委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 11人
- 6 現地調査委員  
農業委員 佐野 伸夫委員 大田垣 強委員  
推進委員 細見 和範委員 山田 和広委員
- 7 議事日程  
日程第1 議案第17号 農地法第3条申請について  
日程第2 議案第18号 農地法第4条申請について  
日程第3 議案第19号 農地法第5条申請について  
日程第4 議案第20号 非農地証明申請について  
日程第5 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 藤本 宏子  
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員  
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要

○事務局 それでは、ただいまから第5回朝来市農業委員会総会を開会いたします。既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここから会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局のほうから報告してください。

○事務局 本日の出席委員は14名中12名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第5回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、9番の佐野伸夫委員と10番の大田垣強委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行させていただきます。

日程第1「議案第17号、農地法第3条申請」につきまして上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位38番の提案理由の説明を、地元委員の大森委員に求めます。

○大森委員 それでは、説明させていただきます。受付順位38番、航空写真をご覧ください。申請地は、●●区、市道のすぐそばです。ここは、平成30年度、●●●●氏が亡くなった後、相続人である娘さん、●●●●氏になっております。

申請案件審査書をご覧ください。受付順位38番1について、通作距離10メートル、農機具は草刈り機を持っておられます。そして、個人であるため2号要件、3号要件は該当いたしません。4号要件の従事日数は、年90日は農業に従事しております。5号要件の下限面積は、284平方メートルであり、適合しております。6号要件は非該当、7号要件では、地元区長、農事部長、隣接農地の所有者の同意も得ておられ、何ら問題なく、許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 これは空き家に付随する農地ということで、備考に書いてありますので、皆さんご理解いただきたいと思います。

続きまして、受付順位 39 番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 それでは、失礼します。説明のほうをさせていただきます。それでは、航空写真の受付番号でございますけども、39 のほうを見ていただきたいと思います。

申請地につきましては、国道、ちょうど中ほどに通っております、国道 9 号線でございます。これを夜久野方面に向かっていただきまして、●●の交差点の信号を右折していただきます。それから 20 メートルを進んでいただきまして、すぐにまた左のほう、市道から農道のほうに左折をしていただきまして、20 メートル先の農道から少し下がった場所でございます。これが●●●●と●●●●か所でございます。

それから、もう一つの場所につきましては、これは久華園、フラワーショップ久華園ということでございまして、その裏側の農道を約 30 メートル進んでいったところでございます。譲受人の●●●●さんにつきましては、譲渡人の●●●●さんとの売買の関係で合意が至ったということでございまして、農地法第 3 条 1 項の規定によりまして、有償移転の申請がありました。譲受人の●●●●さんにつきましては、今は 4,000 平方メートルぐらいの農地を所有しております、それから、農機具につきましては、コンバイン、それからトラクター、乾燥機、田植機等などで、農業に必要な道具については全て整っております。また、本人も農業するにいたしましては、年間 140 日ほどの農業をしておりまして、それからまたその子供さんであります長男、次男が、地元、近場におりまして、農業を補助するという体制が整っております。また、地元区長の、それからまた農事部長さん等の許可、同意書をいただいておりますし、また、申請案件資料等々に移ります、関係書類等を確認させていただきました。何ら問題はなく、許可相当と思います。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○石原会長 続きまして、受付順位 40 番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。受付順位 40 番について説明いたします。添付しております 40 番の航空写真をご覧ください。

申請地は、県道浅野山東線を●●の信号を 500 メートル東に行き、1 本目を西に●枚目の●●●番地と、それから左のほうに下向きに降ります●●●●の田んぼでございます。譲受人の●●●●さんは、この●●●●さんより 20 年近くこの田をずっと借りて作付されておりました。このたび有償で譲り受けることになりました。農業経験もあり、トラクター、田植機、草刈り機を所有されており、周辺農地の影響も特に問題はございません。

農事部長及び区長、水利委員さんにも了解を取り、何の問題もなく、この案件は許可相当だと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、続きまして、受付順位 41 番及び 42 番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。41 番の説明をさせていただきます。41 番の航空写真をご覧ください。

10 月末に、譲受人の●●●●さんより現地で説明を受けました。まず、農地の所在でございますが、4つの圃場はいずれも県道檜倉山東線、朝来市の斎場をご存じだと思うんですが、そこを約1キロ与布土方面に走っていただきますと、●●区の●橋というのがございます。これを渡りますと、すぐに喫茶店ホリーがございます。今回の4筆ともにこの周辺でございます。

まず、●●番の●でございますが、喫茶店ホリーの前を進んでいただきますと、新興住宅、10軒ほど両サイドに建っております。その写真でいいますと白い状態になっただけですが、今は既にもう5軒ほどの住宅が建っております。その裏、●筆目が該当の農地になります。2点目の●●●●は、先ほど言いました喫茶店の裏側に当たります。裏側を農道50メートルほど行きますとその●●●●になります。現在は、●●●●さんが耕作されております。言い忘れかもしれませんが、●●●●●●さんが耕作されております。

続いて、●●●●は、喫茶店ホリーの前に、一帯が墓地になっただけですが、その一角にありまして、遊休化されておる農地でございます。4番目の●●●、●●●は、柵木橋を渡ってすぐの右側の堤防沿いに行きますと、現在工事中になっただけですが、その橋の対岸にある畑でございます。毎年、農地パトロールに係っておりまして、今回のパトロールでも遊休地になっておるところでございます。周辺の農地よりも一段低い畑で、大変耕作しにくい畑地でございます。

続いて、譲渡人について説明します。●●●●●●さんは大阪に出ておられまして、●●郵便局の横がお生まれの家なんですけども、住宅と畑を処分したいということで、近所の●●●●さんに譲渡されることになりました。住宅のほうは、●●さんとかいう、ちょっと知らないんですけども、その方に渡されて、農地のほうは●●さんに譲渡されることになりました。●●●●さんは会社員でございますが、農業もされており、問題ないというふうに考えております。区長、農事部長の同意も得ております。3条2項の全て項目もクリアしておりまして、問題ないというふうに考えております。

続いて、42 番の説明をいたします。航空写真をご覧ください。11 月末に、譲受人の代理人の●●さんより説明を受けました。位置の説明をいたしますと、2 筆の圃場はいずれも県道溝黒竹田線、皆さん、北兵庫の真砂土取り場をご存じだと思うんですけども、そこに●●と、●●は今回、●●さんが購入されます住宅の横の畑地になっております。●●●●は、土取り場の横、たくさん太陽光設備があるところをございまして、その一角になっております。いつも農地パトロールでは大変頭を悩ます、遊休農地化いうんですかね、もうほとんど何十年にわたってつくられていないような農地の一角です。今回、そのところ、●●●●は、購入したバックホーを入れまして、この間も耕うんして、耕作可能になったというふうに聞いております。

続いて、●●●●●は、土取り場の真ん前の田んぼでございまして、現在、●●の●●●●●さんが水稻を耕作されております。3 点目の●●●●番は、写真にあります県道溝黒竹田線っていう矢印があると思うんですけども、その橋の手前を与布土川沿いに下がってってもらいますと、現在住んでおります●●さんのお宅がございまして。そのお宅の横の畑で、現在、果樹園と家庭菜園となっております。譲渡人について説明しますと、●●●●さんは滋賀県にお住まいで、もう既に地元にはいらっしやいません。住宅は譲受人の●●さんがお借りになっております。住宅を購入してもらった際、農地も一緒に何とか面倒見てもらえんかということで、無償移転というふうになっております。譲受人の●●さんは、現在、家の横の畑の果樹園に近いところになつとんですけども、果樹園のところでは家庭菜園程度の農業をされておまして、特に農業に経験があるという方ではございませぬ。審議資料にあります第 2 項第 1 号の農機具のところ、記入がございませぬかが、この間聞きますと、草刈り機はあるというふうに聞いております。また、農機具等については、当面お勤めの会社に借りて農業を勉強していきたいというふうに聞いております。特にほかの項目につきましてはクリアしておまして、問題ないというふうに考えております。また、審議資料の中の従事日数が 300 日というふうになつとるんですけども、これは 160 日にご訂正をお願いしたいと思います。

以上、41 番、42 番、審議のほどをよろしく申し上げます。以上です。

○石原会長 続きまして、受付順位 43 番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 それでは、説明申し上げます。航空写真 43 番をご覧ください。申請地につきましては、多々良木の、いわゆるダム湖に向かって左側の旧道に面する部分

であります、そこに●●地区という地区がございまして、その辺りに申請地があるというふうに概略、ご判断いただいたらと思います。

譲渡人、譲受人、それから、申請に至った経過を少しご説明いたします。譲渡人の●●さんにつきましては、以前は●●●●にお住まいでしたが、今は●●町のほうにお移りになっておるといふところでございます。譲受人の●●さんにつきましては、およそ4年前にこの●●さんの空き家を取得されまして、入居されたという経過がございまして。その空き家に入られたときに、●●さんに併せてこの周辺の農地も譲り渡してもらえないかというのを希望されていたようでありますけれども、その時は●●さんにその意思がなかったというようなことを聞いております。今回、改めて●●さんから●●さんに、この周辺の土地について買ってほしいというお話が出まして、合意に至ったように聞いておるといふところでございます。

現地を確認いたしましたところ、これは畑でございまして、畑といいましても、私が見たところでは、柿の木が植栽されておったり、梅の木らしきものもあつたりしまして、そういう果樹園的な様相を呈しておるといふふうに感じたところであります。

譲受人の●●さんは、これらの植栽されている果樹等々をもう一度管理をし直して、何とか実がなるようにやりたいというような意向があるということでございます。●●さんは、新しくこちらにおいでになった方でありまして、下限面積のところをきちんと確認をいたしましたら、その適合要件のところを見ていただいたらお分かりと思いますが、このほかに周辺の田んぼ、約10アールぐらいあると思いますが、そこを借入されておられて、合わせて30アール以上の農地というふうに理解をお願いしたいと思っております。

あとは、この当時、空き家に入られた当時からもう既に4年がたっているということがありまして、この点について、私もちょっと疑義がございましたので、事務局にその件をお尋ねしましたところ、もう3年を限度とする規定があるようにお聞きしましたので、これはやむを得ない3条申請となるというふうに理解をしているところでありますので、その辺も併せてご理解をお願いしたいと思います。

それから、周辺関係者の書類につきましては、全て整ってございましたことを確認いたしましたので、お伝えをしておきます。よろしく願いいたします。以上でございます。

**○石原会長** それぞれ38番から43番まで、地元委員から提案理由の説明をいただきました。

現地調査委員の大田垣委員から補足説明はございますか。

○大田垣委員 12月4日に事務局含め、総勢6人によりまして現地調査を行いました。今、それぞれの委員から報告がございました。そのとおりでございます。以上。

○石原会長 地元委員以外の農業委員なり推進委員の方から、ご意見なりご質問はございますか。

特にないようですので、受付順位38番から採決を行います。

38番、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位39番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位40番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位41番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、受付順位42番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

最後に、受付順位43番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。ありがとうございました。

続きまして、日程第2「議案第18号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 2 年 12 月 17 日提出。朝来市農業委員会会長、石原武美。

○石原会長 ここで朝来市農業委員会総会会議規則第 18 条、議事参与の制限の条文に基づきまして、西会長職務代理者が受付順位 44 番の関係者でありますので、退席を求めます。

それでは、受付順位 44 番について、事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 44 番について、提案理由の説明を、近接地区の委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位 44 番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山中中学校から東河方面に向かった●●の交差点の手前、右手にある農地でございます。このたび、所有者の●●●様が農業倉庫等を設置するため、農地の一部を分筆され、●●●平米の敷地に農業用倉庫及びもみ殻置場、進入路を計画し、農地法第 4 条の申請をされております。この周辺は農振農用地ではありますが、農業用倉庫等の設置目的であれば農振農用地であっても審査に値します。

申請案件審査資料をご覧ください。受付順位 44 番、立地基準につきましては、先ほど申しあげましたように、問題なく審査に値します。一般基準につきましては、事業計画及び設計書、見積書及び金融機関の融資証明等を確認し、目的が果たされると思われま。隣接の分筆元の農地につきましては、今後、畑として利用を予定されております。また、周辺農地への支障もなく、地元区長、農事部長、水利組合代表、隣接農地の所有者、また、土地改良区の●●地区理事長及び●●地区総代の同意も得られて、何ら問題なく許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位 44 番につきまして、ただいま提案理由の説明がございました。

現地調査委員の佐野委員から補足説明はございますか。

○佐野委員 12 月の 4 日の日に事務局 2 人と私たち 4 人で現地調査を行いました。地元委員さんのおっしゃるとおり、何の問題もございませんでした。以上です。

○石原会長 地元以外の農業委員、推進委員の方からご質問、何かご意見ございますか。

ないようですので、受付順位 44 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

西職務代理人、どうぞ入ってください。

それでは、続きまして、日程第3「議案第19号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 続きまして、受付順位46番の提案理由の説明を、地元委員の西職務代理人に求めます。

○西職務代理人 失礼します。46番の説明を申し上げます。

航空写真のほうをご覧ください。この申請地は、和田山中学校とフジッコの間の県道を東河方面に約1.5キロ進んだ地域に、●●区という区があります。●●区の村中の道を進んでいただきまして、●●公民館があります。そこを左折しますと、●●の一番上のほうに●●寺がございます。申請地はその隣になります。本来、この用地じゃなくて農振農用地に住宅を建てたいということで、大分頑張っているいろいろ調整されましたけど、農振農用地にはやっぱり住宅は無理だというようなことになって、今回申請の農地に住宅を建てるという運びになったようです。●●さんの息子さんが、子供さんも大きくなったということで、住宅を建てて2世帯で住みたいというようなことでもございました。5条の申請審議資料にも全ての項目に合致しておりますし、地元区長、農事部長、隣接地が上にちょっとあるんですが、雑種地ですので、全て了解を取っておられるというようなことで、何ら問題ないかというふうに思います。審議よろしくをお願いします。

○石原会長 45番及び46番まで、地元委員の提案理由の説明がございました。

現地調査委員の細見委員から補足説明ありますか。

○細見委員 12月4日に委員4名と職員2名、計6名で現地調査を行いました。地元委員の報告のとおりで問題ないことを確認しましたので、審議をお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

地元以外の農業委員なり推進委員の方からご意見なりご質問はございますか。

ないようですので、受付順位45番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

受付順位 46 番について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第 4 「議案第 20 号、非農地証明の申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位 47 番について、提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、47 番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町駅北の第 2 公園の東、川側の位置にあります。●●●●●という●●●の宅地内にある共同住宅の一部及び露天駐車場部分になります。申請地は、共同住宅及び露天駐車場を平成 9 年 5 月 3 日に建築されて、使用されてきております。地目は田で、地籍は 132 平米の案件です。左下に写真もありますが、2 列の駐車場と建物の一部もこの用地に含まれております。

申請案件審査資料をご覧ください。現地は、農地法許可を受けずに、平成 9 年 5 月 3 日に共同住宅及び露天駐車場として建てられ、使用しています。平成 13 年に土地区画整理事業により、越境していることが判明しました。越境していることを知らなかったとはいえ、農地法の許可を受けずに着手したことを反省されて、農地法を厳守し、現況と合致させるために、ここに非農地証明願を提出されました。申請人は深く反省されており、証明相当と思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○石原会長 受付順位 47 番につきまして、提案理由の説明がございました。

現地調査委員の山田委員から補足説明はございますか。

○山田委員 失礼します。12 月 4 日、事務局 2 人と委員 4 人で現地を確認しました。現地は、委員さんの説明どおり間違いございませんので、ご審議よろしくをお願いします。

○石原会長 委員の中からご質問はございますか。

ないようですので、受付順位 47 番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第21号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条の議事参与の制限の条文に基づきまして、西村委員が議案第21号の関係者であることから、退席を求めます。

議案第21号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○事務局 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

まず、本日配付させていただいております総会資料の9ページをご覧いただきたいと思っております。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明をさせていただきます。

まず、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明をさせていただきます。まず、田が12,330平方メートル、11筆、畑がゼロ、合計として12,330平方メートル、11筆、利用権の設定を受ける戸数、8戸、利用権を設定する戸数、7戸となっております。

続きまして、2、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が11筆、12,330平方メートル、賃貸借権がゼロとなっております。

続きまして、表の右側をご覧いただきたいと思っております。利用権の終期についてですが、R4年3月31日までのものが2筆、3,106平方メートル、R6年3月31日までのものが3筆、1,602平方メートル、R7年3月31日までのものが1筆、1,373平方メートル、R8年3月31日までのものが3筆、4,026平方メートル、R12年3月31日までのものが1筆、1,378平方メートル、R13年3月31日までのものが1筆、845平方メートルとなっております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思っております。10ページにつきましては、利用権の設定を受けるもの及び設定するものの貸借地の所在地一覧表を記載しております。下の表の下から2番目をご覧いただきたいと思っております。山東町早田の分になりますが、ここは兵庫みどり公社が借り受ける農地となっております。兵庫みどり公社が借り受けた後、農地中間管理機構を通じ、●●●さんが借り受ける候補となっております。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思っております。11ページにつきましては、利用権の設定を受ける耕作者の一覧を記載しております。

続きまして、12 ページをご覧くださいと思います。12 ページにつきましては、利用権を設定される所有者の方の一覧を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要を説明させていただきました。慎重審議、よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございました。

ちょっと余談になりますが、先ほどみどり公社のことを言われましたけど、山東町、これ、「はやた」って言われましたけど、「わさだ」です。

○事務局 ああ、「わさだ」、申し訳ございません。

○石原会長 覚えとってね。

委員の中からご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第 21 号について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成で、本件は承認されました。

それでは、西村委員、入ってください。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

次に、事務局から報告事項をお願いいたします。

○事務局 <報 告>

今、説明しました件につきまして、ご質問等ございませんか。

特にないようですね。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

閉会に当たり、西会長職務代理者にご挨拶をいただきます。

○石原会長 現地調査、正月早々大変ですけども、よろしくお願いいたします。

それでは、西職務代理、よろしくお願いいたします。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後 2 時 4 5 分終了)